

貝田速報 & 解説

2023

インボイス制度について

5月10日



DELIVER THE LATEST
INFORMATION

最新な財税情報、政策
専門的な事例解説



貝田財務諮詢(上海)有限公司

KAIDA FINANCIAL CONSULTING (SHANGHAI) CO.,LTD.

住所: 上海市徐匯区宜山路 425 号光启城 410 室

TEL: 86-21-6083-9925

メールアドレス: kaida_office@kaida.sh.cn

HP: <http://www.kaida.com.cn>

About 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

日本では 2023 年 10 月 1 日にインボイス制度が開始される。中国の“発票（増値税専用発票）”と“適格請求書”等の類似性は非常に高く、今回は日本で実施されるインボイス制度について知っていきましょう。

インボイス制度とは？

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります。）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書	
〇〇株式会社	株式会社 (T1234...)
●年■月分 請求金額	43,600円
■月1日 割りばし	550円
■月3日 牛 肉 ※	5,400円
	：
合 計	43,600円
10%対象 22,000円 内税	2,000円
8%対象 21,600円 内税	1,600円
※は軽減税率対象	

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

- ① **登録番号**
《課税事業者のみ登録可》
- ② **適用税率**
- ③ **消費税額**

イメージ図

日本将于 2023 年 10 月 1 日开始发票制度。中国的“发票（增值税专用发票）”和“合格发票”等的相似性非常高，这次我们一起了解一下日本将执行的发票制度吧。

什么是发票制度？

作为卖方的发票发行经营者，从作为买方的交易对方（课税经营者）被要求了的时候，必须交付发票（另外，需要保存交付了的发票的副本）。

买方为了适用进项税额扣除，原则上需要保存从作为交易对方（卖方）的发票发行经营者交付的发票等。

課税事業者がやっておくべきこと

- 適格請求書発行事業者になる
- 自社がインボイスとして発行する書類を確認する
- 取引先から発行されたインボイスの受取について対応を確認する

在实行发票制度之前，应税企业需要确认：

- 1 事前向税务机关登记备案
- 2 对公司的开票（Invoice）资料进行确认
- 3 确认取得客户的 Invoice 时如何应对

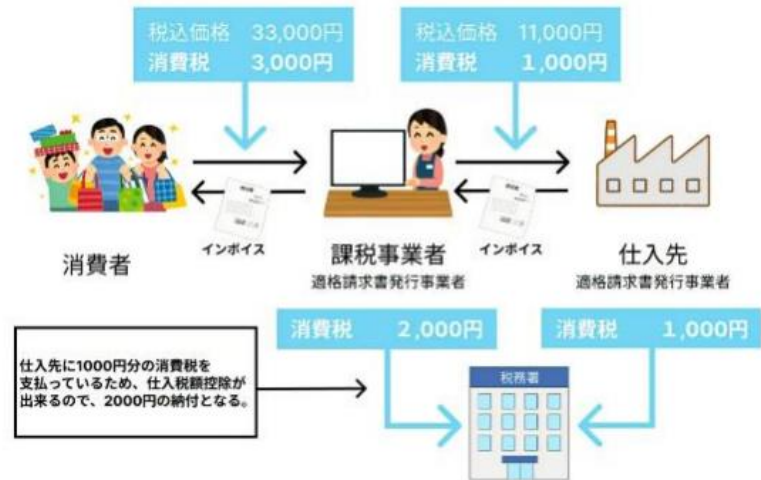
適格請求書発行事業者

消費税 3000 円 - 仕入税 1000 円 = 2000 円の納付

适用发票制度的企业

消费税 3000 日元 - 进项税 1000 日元 = 缴纳消费税 2000 日元

適格請求書発行事業者からの仕入れの場合



適格請求書発行事業者でない仕入先の場合

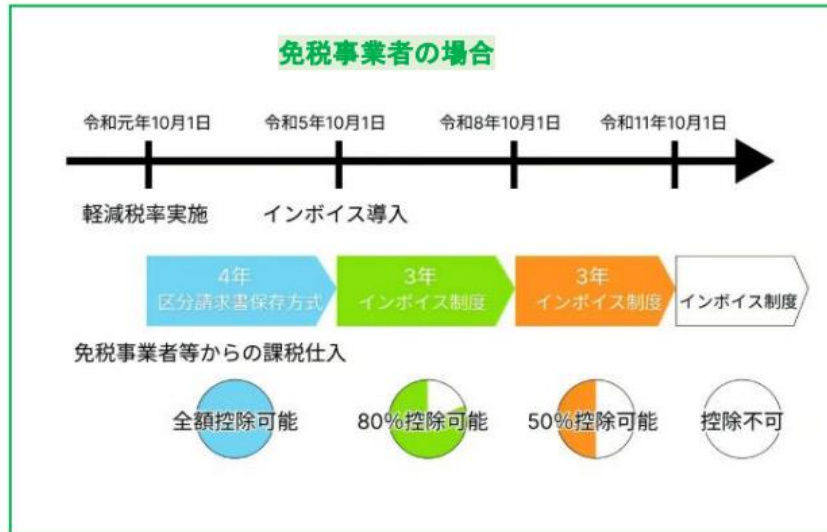
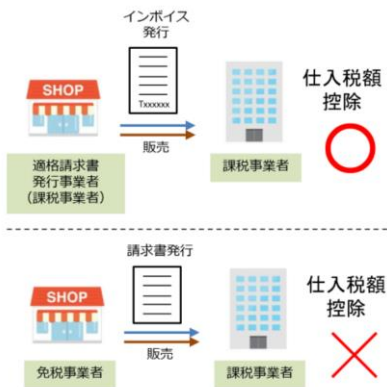


適格請求書発行事業者ではない

消費税 3000 円 - 仕入税 なし = 3000 円の納付

不适用发票制度的企业

消费税 3000 円 - 进项税 无 = 缴纳消费税 3000 日元



免税事業者 インボイスを発行できません

2023年10月から2026年9月末までの3年間
課税仕入れなどの税額×80%が控除可能

2026年10月から2029年9月末までの3年間
課税仕入れなどの税額×50%が控除可能

2029年10月以降は控除不可

免税经营者不适用发票制度 具体内容如下：

从2023年10月到2026年9月末的3年
应税采购等税额×80%可抵扣

从2026年10月到2029年9月末的3年
应税采购等税额×50%可抵扣

2029年10月以后不可抵扣

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事(株)
登録番号 T012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ → * 軽減税率対象

インボイス制度は

複数税率下において適正な課税を確保する観点から導入される、仕入税額控除制度
★適格請求書(インボイス)⇒売り手が、買い手に対し、正確な適用税率や消費税額等を伝える手段

以前は、消費税を申告する際に、「10%対象」と「8%対象」をまとめて、仕入税の金額を記入することができましたが、インボイス制度の発効後、「10%対象」と「8%対象」や軽減税率対象をより明確になります。

发票制度是从在多项税率下调情况下确保税金正确的角度观点出发而被导入执行的进项税额扣除制度

★合格发票(发票)⇒ 对于买卖双方,传递正确的适用税率和消费税额等的手段

以前,在申报消费税的时候,可以汇总“10%对象”和“8%对象”填写进项税金额进行申报。

执行发票制度后,将更明确“10%对象”和“8%对象”和减轻税率对象等内容。

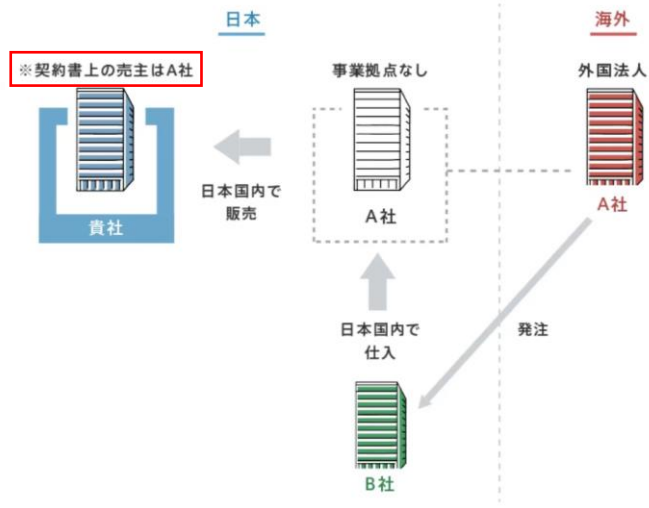
*** 取引先に外国法人がある場合の注意点**

外国法人が**日本国内において**下図のような商流で事業を行っている場合、売上高や資本金額によっては、消費税の納税義務を負う可能性があります

⇒ e-Tax で **適格請求書発行事業者の登録申請手続(国外事業者用)**を行います。(取引時に事前に日本税務局に国外事業者の登録をご確認ください。)

外国法人在日本国内如有下图所示的商流交易时，根据销售额和资本金额的不同，有可能会承担消费税的纳税义务。

⇒通过 e-Tax 办理合格发票发行经营者的注册申请手続（国外经营者用）。（交易时请事先向日本税務局确认国外经营者的注册事宜。）



例:

- 外国法人が、日本にある商品(資産)を売買している
- 外国法人が、日本国内でサービスの提供をしている

* 契約書上の売主が外国法人となる場合 *

	中国	日本
	増値税(発票)	消費税(インボイス)
実施日	1994年1月1日 (2017年10月30日&11月19日改正)	2023年10月1日
税率	13%、9%、6%、3%(現在優遇税率1%)	10%、8%(軽減税率)
フォーマット	統一指定 (全デジタル電子発票、紙式発票、定額発票)	自社指定 (請求インボイス)
受領証憑の認証	要 税務システム上で仕入税の認証をする	不要
発行者	一般納税者 小規模納税者 個人事業者	適格請求書発行事業者 (外国法人が登録必要の場合)

参考資料:

中国の発票(インボイス)に関する説明

すべての原価(人件費、社会保険料以外)及び日常費用精算には税法規定の発票を取得しなければなりません。

合法的な発票を取得しない場合、損金不算入で、相応な税金を納付します。中国では、増値税の仕入れ税額控除ができる税務証憑が“発票”となり、

企業所得税の損金処理には、両者共に必要な重要証憑です。

フォーマット ☆税務局から統一指定☆

税務上認定する発票の種類:

種類	定義	区別
増値税専用発票票	納税者が販売、サービス業務によって相手先に増値税専用発票 OR 増値税普通発票発行します。 納税者の種類: ①一般納税法人 ②小規模企業	1)一般納税法人の適用税率: 13% & 6% & 11% & 9% 2)小規模企業の適用税率: 3% 3)一般納税法人が増値税専用発票のみ取得すると、仕入税を控除できます。増値税の節税となります。
増値税普通発票票		
定額発票	個別的な飲食など経営する個人商売主	
その他の発票	正規な高鉄チケット、飛行機チケットなどの特殊業界が発行するものです。	



全デジタル電子発票



ペーパー式(紙式)発票